

英国入国管理・移民法改正

(2019年12月)

日本貿易振興機構（ジェトロ）

ロンドン事務所

ビジネス展開・人材支援部 ビジネス展開支援課

報告書の利用についての注意・免責事項

本報告書は、日本貿易振興機構（ジェトロ）ロンドン事務所が現地法律事務所、ルイスシルキン法律事務所中田浩一郎弁護士、Li Xiang（項莉）弁護士に作成委託し、2019年12月に入手した情報に基づくものであり、その後の法律改正などによって変わる場合があります。掲載した情報・コメントは作成委託先の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものではありません。また、本報告書はあくまでも参考情報の提供を目的としており、法的助言を構成するものではなく、法的助言として依拠すべきものではありません。本報告書にてご提供する情報に基づいて行為をされる場合には、必ず個別の事案に沿った具体的な法的助言を別途お求めください。

ジェトロおよびルイスシルキン法律事務所は、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロおよびルイスシルキン法律事務所が係る損害の可能性を知らされていても同様とします。

本報告書に係る問い合わせ先：

日本貿易振興機構（ジェトロ）

ビジネス展開・人材支援部 ビジネス展開支援課

E-mail：BDA@jetro.go.jp

ジェトロ・ロンドン事務所

E-mail：LDN@jetro.go.jp

The logo for JETRO (Japan External Trade Organization) is displayed in a large, bold, serif font.

目次

1. 英国入国管理・移民制度の概要.....	1
2. EEA 域外の国民についての英国入国管理・移民規則の概要	2
I 最近の改正.....	2
II E ゲート(E-Gate).....	4
3. 今後の技能ベースの入国管理・移民制度.....	5
4. EU 市民永住申請制度.....	7
5. 英国の EU 離脱.....	8

英国入国管理・移民法改正

1. 英国入国管理・移民制度の概要

ポイント制の入国管理制度は、欧州経済地域（EEA）以外から英国への入国・移民を規制する手段である。このスキームは 2008～2010 年の間に段階的に導入された。これは、五つの「階層」で構成され、従来のすべての労働許可制度および入国管理制度に取って代わった。

ポイント制（階層）	概観
第 1 階層(Tier 1) (投資家)	このカテゴリーは、英国に資本（200 万ポンド以上）を投資しようとする人を対象としている。資金は英国企業の株式または英国債のいずれかに投資されなければならない。
第 1 階層 (非凡な才能 exceptional talent)	科学、人文科学、工学、医療、デジタル技術、または芸術の分野で非凡な才能のあるリーダー(exceptionally talented leaders)として認められた人、またはその可能性がある人が対象。
第 1 階層 (スタートアップ Start-up) と第 1 階層 (イノベーター Innovator)	成長の可能性がある新しい革新的で実行可能なアイデアを使って英国でビジネスを立ち上げたい人が対象。
第 2 階層(Tier 2)	このビザのカテゴリーには、次のサブカテゴリーが含まれる。 <ul style="list-style-type: none">● 第 2 階層（一般 General）● 第 2 階層（企業内転勤 (Intra Company Transfer)）● 第 2 階層（スポーツおよび創造的活動）● 第 2 階層（聖職者）
第 4 階層（学生）	EEA 域外の国からの学生の身元引き受けを行う許可を得ている英国の教育機関に留学したい人が対象。
第 5 階層(Tier 5)	このビザのカテゴリーには、次のサブカテゴリーが含まれる。 <ul style="list-style-type: none">● ワーキングホリデー制度(Youth Mobility Scheme)● 一時労働者(Temporary Workers) – 国際協定● 一時労働者 – 慈善団体関係者● 一時労働者 – 創造的活動とスポーツ● 一時労働者 – 政府に認可された人事交流

2008 年にポイント制が導入されて以来、第 3 階層（低技能労働者）が使用されていないことに留意が必要である。

また、これ以外にもポイント制では現在運用されていないビザの категорияもある。例えば、海外企業の駐在員(Representative of Overseas Business)、英国国民の配偶者(Appendix FM)、英国血統ビザ(UK Ancestry visa)などである。

英国が EU を離脱し、英国政府が EU 市民について自由な移動を終わらせる時には、EU 市民の移住に対して現在の入国管理制度とは異なるルールを適用することになる。英国政府は移住をすべて英国法の下に置くことにより移民を完全に管理し、英国に来る人々が英国に溶け込み、英国の国民と経済に奉仕し、積極的な貢献を行うことができるように、新たな国境制度と入国管理・移民制度を発足させることになる。

従来との基本的な違いは、EEA 域外からの移民と EEA 域内からの移民に対する入国管理・移民制度が分かれていたものが、同一になることである。移住諮問委員会 (the Migration Advisory Committee: MAC) の助言に従って、政府は技能をもった移住者を優先することになります。技能ベースの移民政策(skilled-based migration policy)により、英国は確実に国際的な人材のハブであり続けることになる。英国に優秀で多様な人材が集まり、それらの人材が活気に満ちたコミュニティで活躍することにより、英国の産業競争力向上もめざしている。

2. EEA 域外の国民についての英国入国管理・移民規則の概要

I 最近の改正

スタートアップ(Start-up)とイノベーター(Innovator)の category

2019 年 3 月、内務省は、ビジネスを立ち上げるために英国での就労を希望する人のために、スタートアップとイノベーターという新しい category を導入した。これらは、それぞれ第 1 階層 (大卒起業家) および第 1 階層 (起業家) という category に代替するものである。

スタートアップの category は、第 1 階層 (大卒起業家) category が以前、成功したことにもとづいて、申請者が新卒者であること、または資金調達の見込みがあること

を要件とせず、個人が英国で新しいビジネスを構築できるようにしている。申請が認められた者には2年間の英国在留許可(leave to remain)が与えられる。

イノベーターは、より経験豊富なビジネス人材を対象としており、成長産業における革新的なビジネスの確立の促進を狙っている。申請者は事業計画の承認(endorsement)だけでなく5万ポンドの資金を必要とする。ただし、申請者の最新の在留許可がスタートアップのカテゴリーによるものであり、申請者が当初の事業計画に対して大きな成果を上げている場合は、これを免除することが可能である。このルートの場合、英国に5年間居住した時に永住権(settlement)が認められる可能性がある。

また、どちらのカテゴリーも、B2レベルまでの英語力が必要。

いずれのカテゴリーで行われる申請にも二つの段階がある。

- 1) 事業計画の承認：すべての申請者は、ビザ申請段階に進むために、内務省認定団体による承認を必要とする。認定団体は、革新性、実行可能性、拡張性についてビジネスアイデアを評価する。申請者は、承認団体と継続的に連絡を取り、6カ月後、12カ月後、24カ月後のチェックポイントで、事業計画に対する継続的なコミットメントと進捗状況を証明するよう求められる。承認申請は、当該団体の小委員会によって評価される。
- 2) ビザ申請：承認が得られれば、申請者は、スタートアップまたは投資家のルートで、入国許可や在留許可をオンライン申請することが可能。

第1階層（投資家）の改革

第1階層（投資家）カテゴリーは、資産家が英国への200万ポンドの投資により在留許可を取得するためのルートを提供している。申請者の性格と行動、およびその資金源について懸念が生じて以降、内務省はそのような投資を行うために使用される資金源に対する新たなセーフガードを導入した。

- 現在、申請者は90日間から少なくとも2年間、その資金を保持してきた旨の証拠を示すよう求められる。

- 現在、申請者は申請を行う前に投資のための口座を英国の銀行に開設する必要がある。
- 英国の銀行は、実行すべきデュー・デリジェンス・チェックおよび本人確認(KYC enquiries)に関する従来より厳しい要件に従わなければならない。
- 現在、英国国債に資金を投資することはできない。
- 使用される中間介在事業体(intermediary vehicles)はすべて FCA の規制を受けるものでなければならず、申請者は、その長さに関係なく中間介在の連鎖全体を証明する準備ができていなければならない。
- 現在、事業体が英国で「活動し取引している(‘active and trading’)」ことを証明するために、従来より強力な証拠が必要とされる。
- 200万ポンドの投資は、投資の額面ではなく、投資のために申請者が支払った価格に関するものである必要がある。

第 2 階層（一般）および（企業内転勤）のビザの категория に変更はない。これらは、英国で働くために EEA 域外の国民を日本企業が転勤させたり採用したりするためにもっとも一般的でよく使用されている。

II E ゲート(E-Gate)

2019年5月から、日本、オーストラリア、カナダ、ニュージーランド、シンガポール、韓国、米国の市民は、英国到着時に入国審査官(immigration officer)にパスポートを提示する代わりに、自動化されている e ゲートを使用することができるようになった。e ゲートで入国すると、これらのビザ不要国の国民は、パスポートにスタンプを押されることなく、標準的なビジターとして自動的に英国に入国し在留する許可を与えられる。

ビジター以外の資格のある人は、ほとんどのポイント制移住者に付与される当初 30 日間の入国許可ステッカー(the initial 30-day vignette)、または生体認証居住許可(Biometrics Residence Permit)に基づいて英国に到着した所で、e ゲートを使用できる。しかし、これらの国の人が以下の目的で英国に入国するために e ゲートを使用すると、深刻な問題が発生する恐れがある。

- 短期留学（最長 6 カ月）
- 第 5 階層（創造的活動とスポーツ）ビザ（最長 3 カ月）による短期の仕事
- 許可された有給の仕事を行うこと

- 英国に永住する意思をもって、EEA 国民の家族の一員となること

e ゲートを利用できる人であっても、これらの短期就労または短期留学のルートの一つで英国に入国する人は、e ゲートを避け、代わりに入国審査官の窓口に行ってパスポートにスタンプを押してもらうことが必要である。これにより、正しいルートで英国に入国したと記録され、その仕事や研究に合法的に参加できる。適切な英国入国許可および在留許可を示すスタンプを取得していないと、厳密にはビジターとして入国していることを意味する。仕事や研究に参加すると —これは英国ではビジタービザでは禁止されている活動であるため— その人は入国の条件に違反することになり、強制捜査を受ける恐れがある。

3 今後の技能ベースの入国管理・移民制度

英国政府は、2018 年 12 月 19 日に EU 離脱後の入国管理・移民制度の計画を発表した。この制度は、2021 年 1 月 1 日に施行される予定であり、まだはっきりしていないが、EU 市民にも非 EU 市民にも同じように、入国管理・移住手続きを合理化することを目指している。

犯罪基準

英国政府は、現在非 EEA 国民に課されている厳しい犯罪基準(criminality standards)を、新しい制度では EU 市民に拡大することによって国境警備を強化する意向である。これにより、内務省は、英国へ入国しようとする EU 市民の入国を拒否し排除することが容易になる。

ビジター

観光客は、商用ビジターと同様に、一回に最長 6 カ月まで英国を訪れることができる。

個人の入国・在留資格

2021 年 1 月 1 日以降、労働・研究を目的として、または家族の一員となるために来英するすべての外国人は、その旨の許可を得る必要がある。この許可は電子的なかたちで取得でき、渡英する前に取得しなければならない。航空会社は、個人が渡英する許可を持っているかどうかを確認できる。

労働者(Workers)

英国に来て働く外国人について、移動管理に関するいくつかの重要な改正案がある。

- 英国の労働力に加わることを許可された技能労働者の数に上限は課されない。
- 居住者労働市場のテスト(resident labour market test)は、移民労働者の身元引き受けをする(sponsor)ための要件ではなくなる。
- 「最も低リスクの(the 'lowest risk')」国の国民は、既に英国にいるときに就労ビザ(a work visa)を申請することができ、英国を出国し就労ビザを取得してから戻ってくることを不要とする。政府は、これがどの国に適用されるかについての概要をまだ発表していない。
- 新しい「技能」労働者('skilled' worker)のルートには、A レベル (または同等の)の大学卒業生、または大学院生の資格を持つ個人を受け入れるために、中級レベルの技能を持つ労働者が含まれることになる。
- 英国企業が EU からの低技能移民に依存していることを考慮して、一時的な低技能の短期労働者が一回につき最大 12 カ月間英国に来ることを許可する移行措置を施行する。この期間が終了すると、12 カ月の冷却期間(a 12-month cooling off period)が必要になる。このルートでは、労働者は個別具体的な身元引き受けなしで身元引受人(sponsors)の間を移動できる。在留期間を延長する、ほかのルートに切り替える、扶養家族を呼び寄せる、永住に到達するなどのために、公的な資金や権利を取得できる資格はない。重要な点として、このルートはオーストラリア、カナダ、日本、ニュージーランド、アメリカ、シンガポール、韓国など「低リスク国」の国民のみに認められるようになることである。なお、このルートは、2025 年に全面的な見直しが行われる予定。

学生

- すべての大学卒業生に、英国で無期限の技能労働の仕事を見つけるための時間をより多く与えるために、最長 1 年間の学業終了後の在留許可(post-study leave)が与えられる。学士号または修士号を得た卒業生には 6 カ月の追加在留許可が与えられ、博士号の卒業生には 1 年が与えられる。
- 学士以上のレベルで勉強している学生は、英国で課程が終了する 3 カ月前までに技能労働者のルートに切り替えることができるようになる。これらの学生は、卒業後最長 2 年間、英国外からこのルートに申請することができる。

4 EU 市民永住申請制度

EU 市民永住申請制度(The EU Settlement Scheme)は、英国に住む EEA とスイスの国民が EU 離脱後の英国においてその権利を保護する方法を提供するために、2019 年 3 月 7 日に開始された。5 年以上英国に居住している EU 市民は、永住身分(Settled Status)の資格が与えられる一方、5 年の基準にまだ達していない人は、仮永住身分(Pre-Settled Status)を申請でき、これによりさらに 5 年間英国に留まることができる。仮永住身分を持つ人は、必要な 5 年に達すると永住身分を申請することができる。この制度は自由に申請でき、いくつかの段階がある。

- 1) 身元の証明：EU のパスポートまたは生体認証 ID カード(biometric national identity cards)の所有者は、「EU 離脱：ID 書類スキャン」アプリ('EU Exit: ID Document Scanning' application)を使用して身元を証明できる。このアプリは現在、アンドロイドのデバイスでもアップルのデバイスでもダウンロードして使用できる。申請者がこれらの書類のどちらも持っていない場合、文書スキャンセンター(a document scanning centre)に本人が行くか、内務省による真偽確認のために郵送で文書を提出する必要がある。
- 2) 申請書：真偽確認後、申請者は申請を補充して完成させるためのオンライン書式へのリンクを受け取る。完成して提出すると、英国居住権を証明する書類をアップロードするよう求められる。

離脱日までに英国に居住している EEA およびスイス国民はまた、離脱合意なしの場合、離脱日以後でもこの制度に申請できることが認められた。

9 月 9 日の改正発表から下記の日まで、この制度を利用できる。

- 2022 年 3 月 29 日。英国国民の近親者であって、英国国民が自由移動権を行使している間に、同居していた EEA 諸国またはスイスから英国国民と一緒に帰国した人の場合。これは、子供、孫、配偶者、同性婚パートナー(civil partners)、事実婚パートナー、両親に適用され、また、EU 離脱の日に関係が成立していた場合には祖父母にも適用される。

- 2020年12月31日。英国国民が自由移動権を行使している間に、同居していた EEA 諸国またはスイスから一緒に帰国した英国国民の、将来の配偶者、同性婚パートナー、事実婚パートナー（EU 離脱後に関係が確立された場合）、およびその他の扶養親族。

5 英国の EU 離脱

合意なき離脱(*No-deal Brexit*)

EU 離脱はまだ解決されておらず、EEA 諸国の個人とその家族の英国での生活と労働の権利を巡って広範囲の不確実性が残っている。英国政府は、合意なき EU 離脱を回避しようとしているが、そうなってしまった場合には、EEA 国民とその家族が留意すべきいくつかの重要なポイントがある。

- EEA /スイス国民とその家族が英国に居住して働く権利は、彼らが 2020年1月31日までに英国に居住していれば、EU 離脱の影響を受けない。
- EU 市民永住申請制度に申請する資格のある人は、2020年12月31日まで申請することができる。
- EU 市民永住申請制度による身分をもつ EEA /スイス国民の家族の一員であるが、現在 EEA ではない国の国民で、離脱日の時点でまだ国外に住んでいる人は、2022年3月29日まで英国にいる家族に加わることができる。ノルウェー、アイスランド、リヒテンシュタイン、スイスの市民の家族については、または期限後に海外で生まれた子供については、期限がない。
- 周知のとおり、自由移動は、2020年12月31日まで大部分継続する。
- 2021年1月からは、英国に入国する権利や永住権は、EU 離脱後の新しい入国管理・移民制度による資格次第となる。

離脱合意ができた場合

ボリス・ジョンソン首相による EU 離脱協定案(*the draft Withdrawal Agreement*,)の最新の再提案では、2020年12月31日まで移行期間が設けられている。これは、移行期間が終了するまで、EEA 市民とその家族が自由移動の原則により引き続き英国に入国できることを意味する。EEA およびスイス国民とその家族は、2021年6月30日まで EU 市民永住申請制度に申請する資格がある。

EU 市民永住申請制度による身分をもつ EEA/スイス国民の近親者であって海外に住んでいる人は、その関係が 2020 年 12 月 31 日より前に存在する限り、申請期限にかかわらず、EU 市民永住申請制度による申請を行うことができる。英国内でも国外でも EEA またはスイス国民に生まれた子供には申請期限はない。

市民と無期限在留許可保有者

英国市民権または無期限在留許可(Indefinite Leave to Remain)を保有している EEA 市民とその家族は、EU 離脱後に自分の権利を保護するために何かをする必要はない。しかし、無期限在留許可を有する人が、EU 市民永住申請制度に基づいて申請することを希望する場合がある。これは、無期限在留許可は 2 年間継続的に英国から離れていると失効するが、上記制度による身分は 5 年でようやく失効することになるからである。